



報告第3号

公共下水道事業

地方公営企業法の

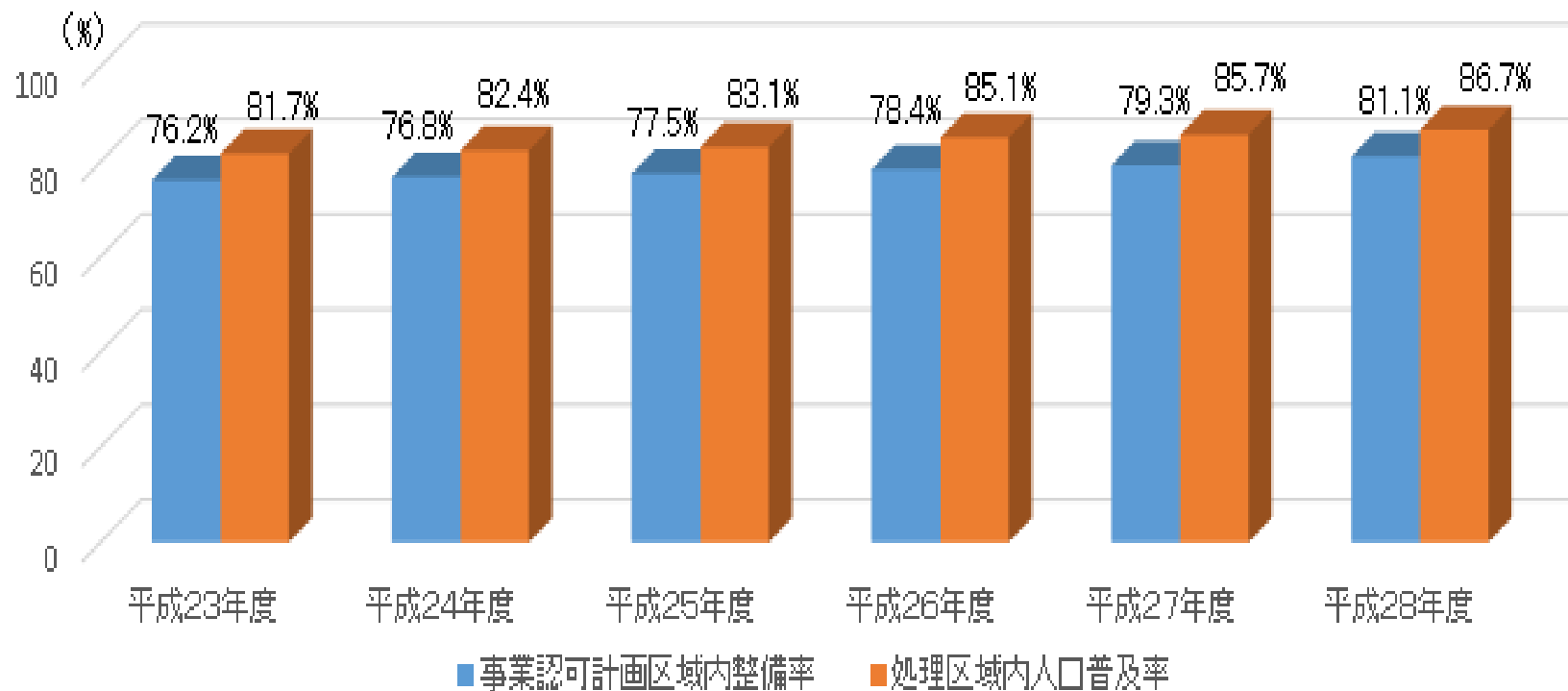
一部適用について

東海村下水道事業の概要

項目	平成28年度末	備考
行政区域内人口	38,336 人	常住人口調査(H29.4.1現在)
処理区域内人口	33,228 人	供用開始区域の人口
普及率	86.7 %	処理区域内人口÷行政区域内人口
下水道接続人口	30,825 人	処理区域内下水道への接続人口
下水道接続率	92.8 %	下水道接続済人口÷処理区域内人口
整備面積	1,207.2 ha	下水道を整備した面積
整備率	81.1 %	整備面積÷事業計画整備面積
管渠延長距離	274,284 m	

東海村下水道事業の概要

公共下水道整備率・普及率推移

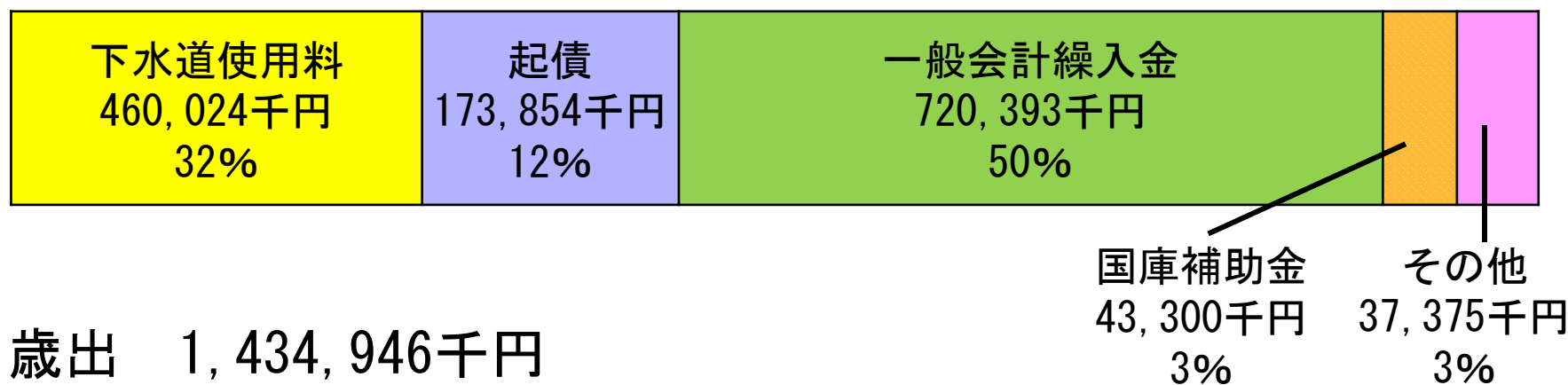


公共下水道事業特別会計予算

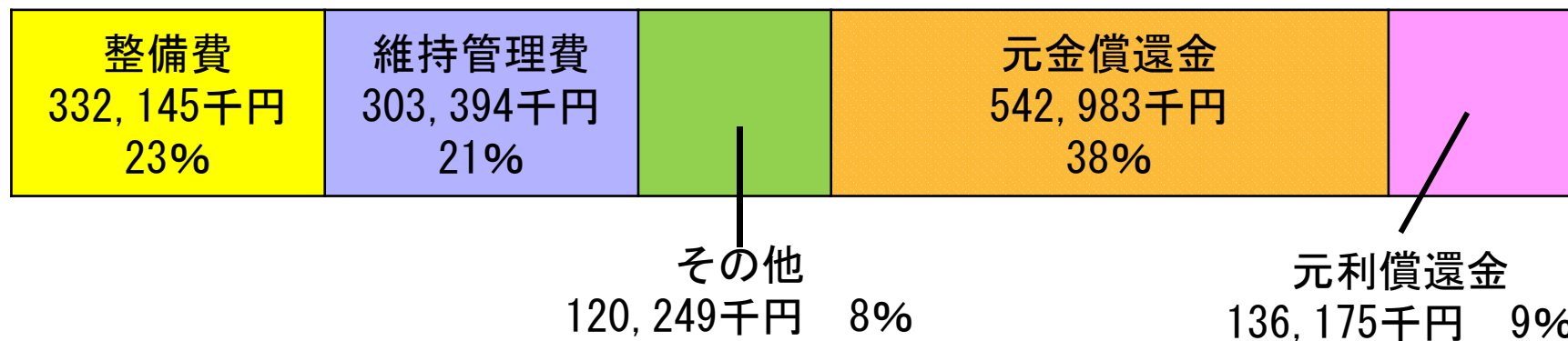
【平成30年度予算】

H30.1時点

歳入 1,434,946千円

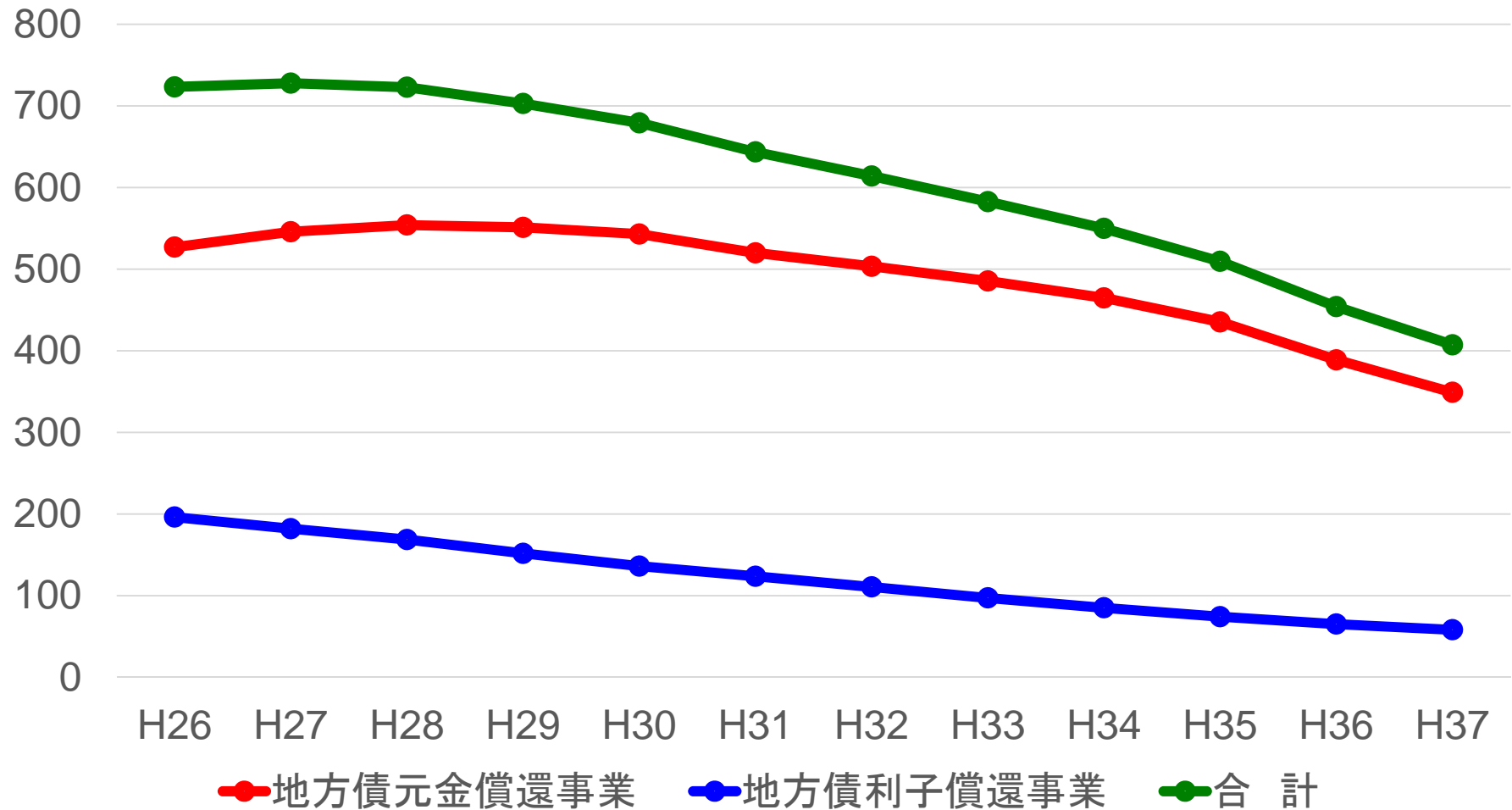


歳出 1,434,946千円



地方債元金償還金・利子償還金の推移

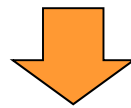
単位：百万円



下水道事業の課題と取り組み

①未整備地区の整備

公共下水道の未整備地区の早急な整備が急務である。

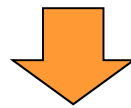


公共下水道の未整備地区については、東海村下水道整備計画に基づき、中央土地区画整理事業区域及び部原工業地域、国道6号沿いの拡幅予定地を除いて、平成36年頃を目途に整備を概成させる予定である。

下水道事業の課題と取り組み

②使用料収納率と接続率

安定で健全な経営を確立するため、使用料収納率と接続率の向上を図ることが必要である。



下水道使用料の徴収については、平成26年度から徴収業務を民間業者に委託して徴収強化を図り、長期滞納者には下水道課職員が個別に訪問して滞納整理を行っているなど徴収強化に努めている。

また、下水道が整備されても接続しない住民に対しては、広報やチラシ等で接続を呼びかける取り組みを行っている。

下水道事業の課題と取り組み

③経営戦略（公営企業会計の適用）

今後、下水道施設の老朽化に伴う更新投資の大幅な増加や人口減少等による料金収入の減少が見込まれ、収支の悪化が懸念される。



経営基盤の強化や財政マネジメント向上をよりの確に行うため、地方公営企業会計を適用させる必要がある。

・ 公営企業会計適用のメリット ・

- 財務諸表（貸借対照表，損益計算書，固定資産台帳）を作成・管理することにより，公営企業の経営，資産等を正確に把握することが可能となる。
- 経営に要する経費の的確な原価計算により，さらに適切な料金算定が可能になる。
- 経営の透明性が向上し，他団体との比較可能性も確保され，住民のガバナンスが向上する。

地方公営企業法の適用による目的と効果

公営企業とは、地方公共団体が経営する「企業」のことで、地方財政法令第46条において、下水道事業も公営企業として位置づけられている。

また、地方財政法第6条において、「公営企業は、特別会計を設けて、経費の負担区分を明確にした上で、独立採算制を基礎とする企業」と定義されている。

地方財政法施行令 第46条 (公営企業)

法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- | | | |
|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 水道事業 | (2) 工業用水道事業 | (3) 交通事業 |
| (4) 電気事業 | (5) ガス事業 | (6) 簡易水道事業 |
| (7) 港湾整備事業 | (8) 病院事業 | (9) 市場事業 |
| (10) と畜場事業 | (11) 観光施設事業 | (12) 宅地造成事業 |
| (13) 公共下水道事業 | | |

地方公営企業法の適用による目的と効果

経営の健全化

企業性及び公共性をそれぞれの目的を達成し、バランスのとれた事業を目指す

企業性

- 下水道使用料により維持しなければならない**独立採算性**を基礎とする企業
- 常に**損益収支を明確**にし、合理的な経営に努めなければならない

公共性

- 公共用水域の水質保全、浸水の防除などが目的
- 適正な原価で公正妥当なもの

地方公営企業法の適用による目的と効果

企業性の課題

- ・ 負担区分の明確化（適正な公費負担）
- ・ 経理内容の明確化（経営状況の把握）
- ・ 資産の把握（減価償却の概念）



企業性の課題を解決させるためには、現金取引の経理（官公庁会計）ではなく、経済活動を損益・資本取引に区分した経理（企業会計）をもって、自らの公営企業の経営・財務状況を把握し、企業性を高める努力が必要
⇒ 公営企業会計の導入

地方公営企業法の適用による目的と効果

公共性の課題

- ・ 合理的な整備
- ・ 施設管理の高度化
- ・ 合理的な改築更新



公共性の課題に取り組んでいる施策

- ・ 下水道の整備
- ・ 施設の長寿命化対策

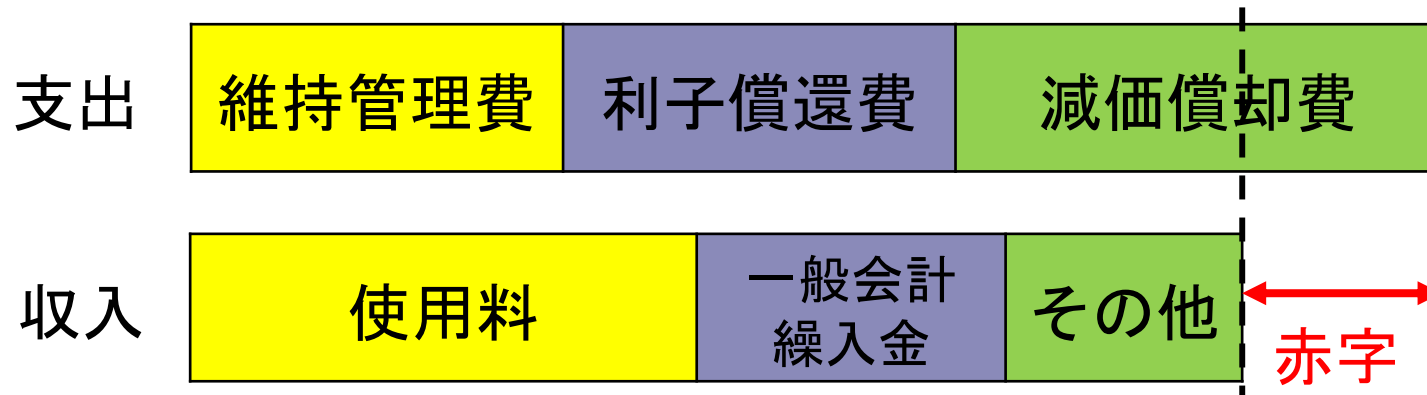
官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較

詳細項目	官公庁会計	公営企業会計
収支区分	歳入と歳出のみの表現であり、企業としての経営見通しが分からない。	収益的収支と資本的収支に区分され、経営状況（赤字・黒字）や財務状況（資産の状況など）が明確に表現される。
経理方法	単式簿記 （家計簿的経理）	複式簿記 （企業経営状況を明確にする経理）
経理認識	現金主義 （現金の動きのみを経理するため、未収・未払などの債務・債権が経理さない）	発生主義 （債務・債権が発生した時点より経理される）
資産把握	なし 資産状況が把握できない。	減価償却の導入（資産管理の導入） 減価償却費の導入により、原価が明確になる。

官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較

【収益的収支モデル（企業会計）】

事業運営に係る経費とその対価（収益）を示す。



毎年度決算数値は、損益計算書に反映され、1年間の営業による損益を明確にするものである。



事業運営による損益（赤字・黒字）が明確に表現され、経営状況が評価できる。

官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較

【資本的収支モデル（企業会計）】

建設（資産形成）に伴う支出とその財源を示す。

支出	建設改良費	元金償還費		
収入	補助金等	起債	他会計補助金	その他

年度決算数値が貸借対照表に反映され、決算年度における総資産とそれを構成する財源（負債と資本）により表現される。



企業が保有する資産総額が把握でき、その財源構成を把握することにより、経営基盤状況が評価できる。

官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較

企業会計により，必要経費が明確になるとともに，将来の改築費用として留保するべき額（減価償却費）が新たに経費として追加となる。



- ・ 金額ベースでの資産の老朽化の状態の的確な把握が可能となり，更新計画等の策定に参考となる。
- ・ 期間損益計算による原価が明確化することで，施設の更新財源も含め収益のあるべき水準を踏まえた，適正で説得力のある料金の算定に役立てることが可能となる。

経営状況の明確化

複式簿記や発生主義による企業会計方式を導入することで、将来の改築及び維持管理に係る費用を的確に把握するとともに、負担区分の明確化や資産の把握など、事業の安定的な継続を実現する企業経営を構築することが可能になる。



消費税の削減

減価償却費の仕組みが導入されるため、消費税計算の特例を受けることが可能となり、節税効果が期待できる。

消費税法基本通達 16-2-4

（地方公営企業の減価償却費に充てるための補助金の使途の特定）

地方公営企業法第20条《計理の方法》の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業が一般会計等から減価償却費を対象とする補助金を収受する場合の当該補助金は、令第75条《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する特定支出のためにのみ使用することとされている収入に該当するものとして取り扱う。

公営企業会計適用要請

「公営企業会計の適用の推進について
(総務大臣通知 平成27年1月)」

公共下水道事業においても、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上をよりの的確に行うため、平成32年度までに公営企業会計の適用を要請（人口3万人以上の団体）。

公営企業会計の適用が企業の将来の経営基盤の強化に資する点を踏まえ、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、これに要する経費について公営企業債の対象とする（対象期間：平成27年度～平成31年度）。

地方公営企業法の適用の範囲

地方公営企業法とは、公営企業の組織、財務、身分を規定する地方自治三法の特例法として制定されたものである。

なお、下水道事業は、法定事業の8事業には含まれておらず、それ以外の事業として、条例で定めることにより、地方公営企業法の全部または一部を適用することができる（任意適用事業）。

当然適用 (全部適用)	当然適用 (財務規定等適用)	任意適用
①水道事業②工業用水道事業 ③起動事業④自動車運送事業 ⑤鉄道事業⑥電気事業 ⑦ガス事業	⑧病院事業	その他の事業 簡易水道事業 下水道事業 等

地方公営企業法の適用の範囲

職員の身分の取扱い

「全部適用」…地方公営企業労働関係法が適用

「一部適用」…地方公務員法が適用

公共下水道事業は、条例により全部適用又は一部適用が選択できる「任意適用事業」となっているため、その方針を定める必要がある。

なお、当面は一部適用を行い、後に全部適用に移行するような段階的な法適用も可能である。

全部適用と一部適用の比較

○：優位性がある ×効果が発揮できない

	全部適用	一部適用
財務	企業会計の採用により経営内容が明確となる。	全部適用の場合と同じである。
	○	○
所管業務	浄化槽事業を他課へ業務移管する必要がある。	浄化槽事業を所管することができる。
	×	◎
職員	企業職員として一般行政職員と区分される。	一般行政職員の身分のままである。
	×	○
法的化事務	法適化事務を行う職員の増員が必要となる。	全部適用に比べ、少ない事務量で法適化が行える。
	×	○

全部適用と一部適用の比較

全部適用の優位性が発揮できず、かえって事務等が煩雑化する恐れがあり、一部適用でも十分に目的を達成できる。



平成31年度より「一部適用」を採用する方針とする。

